

平成29年度 横浜市私立幼稚園就園奨励補助金額一覧

(単位:円)

区分	補助の基準		多子区分	多子区分の対象年齢の範囲	補助金額(1人年額)		
					ひとり親世帯等以外の世帯	ひとり親世帯等(下記2参照)	
A	生活保護を受けている世帯		1人目	年齢問わず在園児の兄・姉等からカウント(下記1参照)	308,000	308,000	
			2人目				
			3人目以降				
B	平成29年度の市民税額(均等割と所得割)非課税の世帯		1人目		272,000	308,000	
			2人目		308,000		
			3人目以降		308,000		
C	平成29年度の市民税所得割非課税の世帯(均等割のみ課税)		1人目		272,000	308,000	
			2人目		308,000		
			3人目以降		308,000		
D	満3歳児・3歳児・4歳児	平成29年度の市民税所得割額77,100円以下の世帯	5歳児	平成29年度の税申告上の19歳未満の扶養親族の数及び世帯全員の市民税額の合計により補助金額区分を決定	1人目	139,200	272,000
					2人目	223,000	308,000
					3人目以降	308,000	308,000
E	満3歳児・3歳児・4歳児	平成29年度の市民税所得割額211,200円以下の世帯	5歳児	平成29年度の税申告上の19歳未満の扶養親族の数及び世帯全員の市民税額の合計により補助金額区分を決定	1人目	107,200	107,200
					2人目	185,000	185,000
					3人目以降	308,000	308,000
F	満3歳児・3歳児・4歳児	平成29年度の市民税所得割額211,200円超の世帯	5歳児	平成29年度の税申告上の19歳未満の扶養親族の数及び世帯全員の市民税額の合計により補助金額区分を決定	1人目	48,000	48,000
					2人目	154,000	154,000
					3人目以降	308,000	308,000

1: 多子区分について

①E, F区分・・・生計を一にしている満3歳児から小学校3年生までのきょうだいの範囲(未就学児は幼稚園・保育園・認定こども園等に通うものに限る)で、最年長者を「1人目」、次年長者を「2人目」、3人目以降を「3人目以降」として数えて、補助区分を決定します。

②A～D区分・・・生計を一にしているきょうだいの年齢に上限は設けず、最年長者を「1人目」、次年長者を「2人目」、3人目以降を「3人目以降」として数えて、補助区分を決定します。(例外として、実子、養子以外の方も含める場合があります。ただし、追加で申立書など必要書類をいただくことがあります。詳しくは幼児教育係にお問い合わせください。)

2: ひとり親世帯等について

A～D区分に該当するひとり親世帯、在宅障害児・者のいる世帯等について更に保護者負担を軽減します。

3: 途中入退園等の扱いについて

年度途中の入退園や市外からの転入、市外へ転出された場合は、補助金額が変わります。また、補助金交付後に途中退園や市外転出された場合は、補助金の一部を返還していただきます。(市外に転出される場合は、事前に必ず園にご連絡ください。)

4: 補助金額の上限について

補助金は幼稚園に納めた入園料・保育料の金額を限度として交付します。補助金額が幼稚園に納めた金額を上回る場合は、減額して交付します。

5: 年齢による補助の基準の違いについて

平成24年度の税制改正で年少扶養控除と特定扶養控除の一部が廃止となったことをから、経過措置として19歳未満の扶養親族数を考慮した補助金額の算定を行っていましたが、一定期間が経過したことをふまえ、この経過措置を段階的に終了します。平成29年度は、5歳児の園児で19歳未満の扶養親族数が3人以上の世帯は、19歳未満の扶養親族数により補助の基準となる市民税額が変動する算定方法により補助金額を決定します。